

従業員の健康づくりを推進したい

ふくおか健康づくり県民運動事業

従業員やその家族、県民の健康づくりに取り組むことを宣言する事業所を登録、公表します。
また、宣言を行った事業所に保健師などの健康に関する専門家を無償で派遣します。

対象者

- ふくおか健康づくり団体・事業所宣言…県内において事業活動を行う法人その他の団体（個人事業主及び主たる事務所の所在地が県外に存する法人その他の団体の県内事業所を含む。）
- 健康づくり実践アドバイザー派遣…「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」を行っている従業員数がおおむね50人未満の事業所

内 容

（1）ふくおか健康づくり団体・事業所宣言

従業員やその家族又は県民一般を対象に、健康づくりに関する次の7分野から1つ以上の取組について宣言登録をしていただくと、「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」で宣言企業として公表します。

また、取組が優良で他の模範となるものについては、ふくおか健康づくり県民会議において表彰します。

（7つの分野）

- 特定健診の受診率向上
- 特定保健指導の利用率向上
- がん検診の受診率向上
- 食生活の改善
- 運動習慣の定着
- 禁煙（受動喫煙対策を含む）
- 歯科口腔保健その他健康づくり

（2）健康づくり実践アドバイザーの派遣

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に登録している従業員数がおおむね50人未満の事業所に、保健師、管理栄養士などの専門家を無償で派遣し、健康づくりについてのアドバイスをを行います。

【アドバイスの内容】

健（検）診受診率の向上、特定保健指導の利用率向上、運動習慣の定着、食生活・食習慣の改善、禁煙、メンタルヘルスのための取組など

【アドバイザー】

保健師、管理栄養士、健康運動指導士、公認心理師など

【派遣回数】

1事業所あたり2回まで

活用方法

- ふくおか健康づくり団体・事業所宣言…下記URLから登録を申請。申請受付け後、登録証を送付します。

<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/companies/>



- 健康づくり実践アドバイザーの派遣…下記URLをご参照のうえ、申込を行ってください。

<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/articles/detail/3cfdec7-8bc8-4d19-a68d-a2a26a9e2214>



お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課 健康づくり第一係 TEL：092-643-3269

従業員をがんから守りたい

福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業 (がん検診受診率向上対策事業)

がん検診の受診を促進していただく事業所に参加登録していただき、がん検診の重要性の理解やがん検診を受診しやすい環境づくりに取り組んでいただきます。

対象者

福岡県内にある全ての事業所です。

内 容

従業員の方に「がん検診推進員」になっていただき、他の従業員やご家族の皆様に市町村等が実施する「がん検診」の受診を勧めていただきます。

登録事業所には、登録証・がん検診推進員証を交付するとともに、県のホームページ等で「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所であることを紹介します。また、効果的な取り組みに対する知事表彰を行っています。

(登録事業所数：7,378事業所 令和7年3月31日現在)

活用方法

(1) 豊かな知識や経験を持つ従業員の健康を守ることができます。

がんは、医療技術の進歩等により、治療しながら働き続けられる病気になりつつあります。がん検診による早期発見・早期治療により、これまで培った知識や経験を有する従業員の健康を守ることができます。

(2) がん検診の受診を含め、健康づくりの取り組みが進めやすくなります。

がん検診の啓発に関する情報冊子・啓発グッズの無料配布やがんに関する情報提供などを行いますので、従業員に対するがん検診の受診促進を含め、健康づくりの取り組みが進めやすくなります。

(3) 事業所の取り組みを広く周知します。

登録事業所名を福岡県ホームページで公表します。

また、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策推進大会」において、知事表彰の受賞やその取り組みを報告することにより、従業員の健康を大切に考えている事業所の皆さんの取り組みを広く周知します。

(4) 福岡県の競争入札参加資格審査において加点の対象となります。

当該事業に登録し、がん検診推進の取り組みについて県へ報告することにより、地域貢献活動を行っているとして評価されますので、入札参加資格審査の加点対象となります。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん対策係

TEL：092-643-3317 FAX：092-643-3331

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html>



従業員のがんの治療・介護と仕事の両立を支援したい

福岡県がんの治療・介護と仕事の両立支援事業

がんは、医療の進歩により、治療しながら働き続けることができる病気となりつつあります。
がんになり患された方の治療と仕事の両立を支援します。

対象者

福岡県内にある全ての事業所です。

内 容

(1) 「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」への支援

がんの治療と仕事の両立に取り組む事業所に参加登録いただき、下記の支援を行います。

- がんの啓発に関する情報冊子・啓発グッズの無料配布やがんに関する情報提供
- 登録事業所名を福岡県ホームページで公表、事業所の取り組みを広く周知 等

(2) アドバイザーによる両立支援制度導入に向けた個別相談

事業所に出向き、業務の内容、従業員の勤務体系、就業規則等に応じ、具体的なアドバイスを行います。

(3) がんの治療と仕事の両立にかかる経費に対する助成

在宅勤務環境の整備やがん患者の新規雇用、がんの治療のため休職する従業員の代替職員の雇用に取り組む事業所に対し、がんの治療と仕事の両立にかかる経費を助成します。

【対象】

下記のいずれも該当する事業所が対象です。

- ①従業員数50人未満の事業所
- ②県の「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所（がん検診、がんの治療と仕事の両立）」「介護応援宣言企業」の両方を登録している事業所又は登録予定の事業所

【経費】

- ①テレワーク等の在宅勤務に係る環境整備
- ②がん患者の新規雇用及び職場定着の支援
- ③がん治療のために休職する従業員の代替職員の雇用
- ④①～③と合わせた就業規則の見直し

【補助額】

1事業所あたり最大 ①20万円 ②30万円 ③30万円 ④5万円

活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 **がん対策係**

TEL：092-643-3317 FAX：092-643-3331

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuurouhojyo.html>



従業員の飲酒運転を防止したい

飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業・飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

事業所としての従業員への啓発など、飲酒運転撲滅に向けた取組を支援します。

対象者

福岡県内にあるすべての事業所です。

内 容

1 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業

従業員に対して飲酒運転防止の研修会を実施する場合などに、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を講師として派遣します。(講師への謝金、講師の交通費は福岡県が負担します)

また、講話を収録したDVDの貸し出しも行っています。

※開催に必要な機材(プロジェクターなど)は申し込まれる事業所で手配をお願いします。

※派遣条件：①飲酒運転撲滅活動の推進に資するものであること、②概ね30名以上の参加見込みであること、③営利目的、政治目的、宗教目的ではないこと、④実施時間が10:00～20:00の間であること

※派遣希望日の概ね1か月前までに申し込んでください。申請の詳細は県ホームページ(URL①)から御確認ください。

※DVDの貸し出しについては、生活安全課交通安全係まで問合せください。

2 飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

事業所として飲酒運転撲滅活動に取り組むことを宣言していただき、従業員への啓発など飲酒運転撲滅の取組を進めていただきます。

登録事業所へは、登録証や飲酒運転撲滅に関する啓発資材を発送するとともに、県ホームページ(URL②)で「飲酒運転撲滅宣言企業」として事業所名等を掲載します。

活用方法

1 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業

(1) 従業員の飲酒運転撲滅に係る取組が進めやすくなります。

飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する研修会を行うことで、従業員の飲酒運転防止に役立ちます。

2 飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

(1) 従業員の飲酒運転防止に係る取組が進めやすくなります。

登録後送付する啓発資料を従業員の飲酒運転防止の啓発に御活用いただけます。

(2) 事業所のイメージアップが期待できます。

登録事業所名等の県ホームページへの掲載や、特に優れた取組を行う事業所への知事表彰・優良取組事例紹介などにより、事業所のイメージアップ・PRになります。

(3) 福岡県の競争入札参加資格審査において加点の対象になります。

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係

TEL: 092-643-3167 FAX: 092-643-3169

URL①: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntenbokumetsu-adviser.html>

URL②: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntenbokumetsusenngen.html>



人権・同和問題に係る研修を実施したい

同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修 講師団講師あっせん事業

県の講師団講師の中から企業等において、人権・同和問題に係る研修を実施する場合に、講師をあっせんします。

対象者

人権・同和問題に係る研修を実施する企業、個人事業主、企業団体等

内 容

企業等で行われる人権・同和問題に係る啓発及び研修の推進を図ることを目的として、本事業を実施しています。

企業等が本事業を活用して研修を実施した場合、講師への謝金及び旅費は福岡県で負担します。（企業等の負担はありません。）

※この事業により実施した研修は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目（人権・同和問題啓発研修）の対象となっています。

活用方法

講師あっせんの手順は、次のとおりです。

- （１）研修日時、場所、研修のテーマ、講師の候補者を決めて、研修開催予定日の60日前までに県に事前相談票をメール又はFAXで送付してください。
- （２）県で日程調整の上、決定した講師を企業等にお知らせします。
- （３）研修実施日の40日前までに県にあっせん依頼書を提出の上、決定した講師と研修の打合せを行ってください。
- （４）研修を実施します。
- （５）研修終了後、研修結果報告書を10日以内に、アンケート集計票を30日以内に県に提出してください。

※講師あっせんに必要な資料は「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修情報誌 すばる」に掲載されており、次のURLからダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 管理係

TEL：092-643-3324 FAX：092-643-3326 e-mail：jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>



従業員に向けて、消費者教育をしたい

消費者教育に関する研修講師の派遣、研修教材の貸出

企業や商工関係団体等が行う従業員向けの研修等に消費生活センターの職員を派遣するとともに、研修教材の貸し出しを行うことで、企業等における消費者教育を支援します。

従業員が消費生活に関する知識を習得することで、消費者目線を活かした商品・サービスの開発・向上につなげることが期待できます。

対象者

企業、事業者、各種商工関係団体

内 容

福岡県消費生活センターから研修講師を派遣します。

また、企業等が自社従業員に消費者教育を行う際に有用な消費者教育教材DVDを貸し出します。

*本事業での講師派遣については、企業等の費用負担はありません。

活用方法

(1) 研修講師派遣

ふくおか県政出前講座申込書に、①希望日時、②開催場所、③参加予定数等、必要事項を記入のうえ、福岡県庁県民情報広報課広聴係に提出してください（FAX可）。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html>



(2) 研修教材（DVD）の貸し出し

消費者教育啓発資料借用申請書様式に、①研修テーマ、②使用場所、③使用期間、④借用DVDのタイトル等、必要事項を記入のうえ、福岡県消費生活センターに提出してください。

お問い合わせ先

福岡県消費生活センター相談啓発課

TEL：092-632-1600 FAX：092-632-0322

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html>



犯罪被害に遭った従業員への配慮について 相談したい

犯罪被害者総合相談事業

事業者として、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深める取組を支援するとともに、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減、又はその被害に係る法的手続に適切に関与できるよう支援します。

対象者

福岡県内にあるすべての事業者です。

内 容

■ 犯罪被害者総合相談事業

①事業者に対して、犯罪被害者等^(※)が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性の理解促進をはじめとした、職場における二次的被害を防ぐための支援を行います。

②犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むため、犯罪被害者等の立場に配慮した適切、かつ、きめ細やかな支援を途切れなく提供します。

※犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族

活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

■ 福岡犯罪被害者総合サポートセンター

連絡先：(福 岡)092-409-1356

(北九州)093-582-2796

(筑 後)0942-39-4416

(筑 豊)0948-28-5759

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係

TEL：092-289-9395 FAX：092-289-9397

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/10/>



セクシュアル・ハラスメント等の性暴力対策について相談したい

性暴力対策アドバイザー派遣事業 性暴力被害者支援事業 性暴力加害者対策事業

セクシュアル・ハラスメント等の職場における性暴力対策について、従業員への研修実施の支援、被害者となった従業員の回復のための相談・支援、加害者となった従業員の再犯防止のための相談・支援を行います。

対象者

福岡県内にあるすべての事業者です。

内 容

- 性暴力対策アドバイザー派遣事業
従業員に対して、セクシュアル・ハラスメント等の性暴力に関する研修会を実施する場合などに、性暴力対策に精通した専門家（性暴力被害者支援機関の支援員等）を講師として派遣します（講師への謝金、講師への交通費は福岡県が負担します）。
- 性暴力被害者支援事業
性暴力被害直後の相談から各種支援までをワンストップで担う相談窓口（性暴力被害者支援センター・ふくおか）を設置し、面接支援、カウンセリング、法的支援、医療費の公費支出（※）等の支援を提供します。
- 性暴力加害者対策事業
性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援するための相談窓口を設置し、再犯・加害行為防止のための専門プログラムの実施、社会復帰のための就労等の生活自立支援、問題行動を是正するための専門医療機関の紹介等を行います。
※公費支出には一定の要件があります。

活用方法

- 性暴力対策アドバイザー派遣事業
連絡先：092-289-9395
- 性暴力被害者支援事業
性暴力被害者支援センター・ふくおか
相談専用電話：092-409-8100
- 性暴力加害者対策事業
性暴力加害者相談窓口
連絡先：092-289-9398

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係
TEL：092-289-9395 FAX：092-289-9397
URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/388/>



LGBTQの方が働きやすい職場づくりのために

性の多様性に関する理解促進事業

福岡県では、LGBTQの方が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を行っています。

対象者

福岡県内の事業所

内 容

1 性の多様性への理解促進セミナー

■ 人権啓発指導者セミナー

当事者の立場から、職場などでの悩みや困りごと、また具体的な対応の仕方などについて講演を行います。これを機に、企業における性の多様性を尊重する職場づくりを進めていきましょう。

開催日時・場所：2月4日（水）クローバープラザ クローバーホール（春日市原町）

14時～16時（受付は13時15分から）

講演者：（株）Job Rainbow 代表取締役CEO 星 賢人 氏

申込：（公財）福岡県人権啓発情報センターのHPから

<https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>



* 先着200名程度

* 定員を超えた場合は申込みを締め切ります

2 LGBTQ電話相談

LGBTQの当事者はもちろん、その周りの家族・友人、当事者が勤務する事業者等から性的指向や性自認に関する悩みや不安の相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

■ 弁護士による電話相談（LGBTQ電話相談）

相談日時：第2木曜日・第4土曜日 12：00～16：00

電話番号：070-7655-1698

■ 専門相談員による電話相談（ふくおかレインボーホットライン）

相談日時：毎月第1・第3火曜日 17：00～21：00

電話番号：090-7493-3487

* 通話料は自己負担

* 相談時間は概ね30分



3 「ALLY（アライ）＊になろう！」性の多様性を認め合う事業者の登録

福岡県が実施する『性の多様性』に関わる取組にご賛同いただき、事業所内で取組を推進する事業者は、「性の多様性を認め合い、たくさんの笑顔で暮らしていける福岡県へ」を表したミニのぼり旗及びステッカーをお渡ししています。

また、事業者名は、県のホームページに掲載いたします。

＊ALLY（アライ）…性的少数者の方のことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のこと



お問い合わせ先

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

TEL：092-643-3325 FAX：092-643-3326 e-mail：jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp

【人権啓発指導者セミナー】（公財）福岡県人権啓発情報センター 事業課
センターHPから <https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>



各種経営相談・
専門家派遣

金融

ベンチャー・
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入・
企業立地

技術

事業承継・
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・
商店街

工業保安

商工会議所・
商工会・中小企業
団体中央会

資料

お問い合わせ先
一覧